＜物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金＞

水道料金の基本料金が免除になります



◇免除対象者

尾花沢市の上水道、または簡易水道を利用されている方（事業所等も含む）
（国・県・市等の施設を除く）

◇免除を受けるための手続き

申請手続きは**不要**です。

◇免除となる期間及び金額

７ヶ月間（令和8年7月請求分～令和9年1月請求分）、水道基本料金が毎月免除となります。

※ご使用の用途区分によって免除金額が異なります。

尾花沢市内 上水道地区		
用　途	基本水量	免除対象（水道基本料金）
家庭用	7㎥まで	1,540円

尾花沢市内 簡易水道地区		
用　途	基本水量	免除対象（水道基本料金）
家庭用	7㎥まで	1,540円
営業用	50㎥まで	11,000円
大口用	200㎥まで	44,000円
臨時用	10㎥まで	2,530円

水道料金　＝　**水道基本料金**　＋　超過料金

免除対象

※ 水道の超過料金（基本水量を超過した分）及び、下水道使用料、農業集落排水使用料は免除の対象外です。

・ 検針は毎月1回となり、請求は翌月となります。

・ 免除終了後は現行の水道基本料金となります。

・ 使用開始や休止の時期により免除となる金額が異なる場合や免除の対象とならない場合があります。

・ **今回の水道基本料金免除について、銀行やコンビニエンスストア等へ誘導することや、銀行の口座番号について、お聞きしたり、訪問してお預かりすることはございません。**

＜お問い合わせ＞

市内にて上水道を利用されている方（二藤袋を除く尾花沢地区・福原地区）
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 上下水道課　☎0237-23-2161

市内にて簡易水道を利用されている方（宮沢地区・玉野地区・常盤地区・二藤袋）
尾花沢市役所 環境エネルギー課 公営企業会計係　☎0237-22-1112